

## 「里帰り交流会」のご報告と「牧ふれあい友の会」へのご入会のお願い

牧地域出身者の皆様

皆様方には、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、牧自治振興会では、「安心して住める故郷づくり」をテーマに掲げ、高齢者の方を地域で支える体制づくり、出身者の方々との交流、Uターン促進などに取り組んでいます。

去る8月14日には、旧牧小学校に隣接する「牧ふれあい工房」において「里帰り交流会」を開催し、牧出身者の方7名の参加を得て、意見交換を行いました。

### 1. 「牧ふれあい友の会」の結成と入会のお願い

牧出身者の方、牧に関心をお持ちの方に、牧の動向を定期的に報告し、地域との交流を深めるため、「牧ふれあい友の会」を結成しました。

年会費を1,000円とし、「まきだより」（同封）などの情報を提供するものです。

この機会に、是非、ご入会下さい。（規約を裏面に掲載しました。）

入会申込書（アンケート形式）を同封しましたので、ご加入されない方もご回答下さい。

### 2. 今後の活動について

個別のテーマごとに、意見交換会を行い、具体的な取り組みへの展開を模索します。

次回の予定（第2回里帰り交流会）

日 時：平成26年1月4日（土）午後1時30分～午後3時30分

テーマ：空き家の管理について

場 所：牧ふれあい工房 ※詳細は後日お知らせします。

今後も、様々な情報を提供したいと思います。牧自治振興会へのご協力をお願い致します。



里帰り交流会の様子（場所：牧ふれあい工房）

平成25年9月2日  
牧自治振興会会長 秋山軍次

### <お問い合わせ先>

〒729-3513

広島県神石郡神石高原町牧560-2番地 神石高原町牧ふれあいセンター内

牧自治振興会 事務局 山内玉江

電話：0847-88-0770 FAX：0847-88-0770

Email：yamauchi-teruyuki@sky.plala.or.jp

## 牧ふれあい友の会 規約

(名 称)

第1条 この会は、牧ふれあい友の会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、次の所在地に置く。

広島県神石郡神石高原町牧781番地

(目 的)

第3条 本会は、会員と牧自治振興会との交流を通じて、牧地区の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、牧自治振興会と連携して、次の事業を行う。

- (1) 会員と牧自治振興会との交流に係る事業
- (2) その他、本会の目的の達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の(1)又は(2)に該当する者のうち、会員になることを希望する者とする。

- (1) 神石高原町牧（牧郷，山形，宇賀，間瀬及び岩石）出身者及びその家族
- (2) 前条の目的に賛同する者

(会 費)

第6条 会費は、年間 1,000 円とする。（入会年の会費は、入会時期にかかわらず 1,000 円とする。）

(会員の特典)

第7条 会員は、牧自治振興会が発行する広報誌「まきだより」を購読できるものとする。

(届け出等)

第8条 会員は、入会時に、氏名、住所、連絡方法などを事務局に届け出るものとする。

2 会員は、前項の届け出事項に変更が生じた場合には、すみやかに事務局に届け出るものとする。

3 事務局は、前2項により得られた個人情報、本会の活動以外に利用しないものとする。

(退会等)

第9条 会員は、本会を退会するときは、その旨を事務局に申し出るものとする。

2 会員が退会するときは、当該年度の会費は、返金はしないものとする。

3 会員が年会費の支払いを3か年継続して怠った場合は、退会したものとみなす。

(会 計)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

2 本会の会計事務は、事務局が行うものとする。

(規約の変更等)

第11条 本規約は、必要に応じ、事務局が変更できるものとする。

2 事務局は、この規約を変更する場合は、あらかじめ会員に周知するものとする。

3 本規約に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定めるものとする。

第12条 本会の設立年月日は、平成25年8月14日とする。

